

# 指定給水装置工事事業者の皆様へ

指定給水装置工事事業者の

指定の更新制度が **令和元年10月1日** から導入されます。

※根拠法令：水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）公布日 平成30年12月12日

## 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります。

- 指定の有効期間が従来の無期限から **5年間** となります。

※現行制度で指定を受けている事業者の皆様は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。

- 指定の更新申請がないときは、指定の**失効**となります。

政令等で定められた**指定の有効期間**は、次の表のとおりです。

指定を受けた年月日	指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	改正法施行日の前日から <b>1年</b> ：令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	〃 <b>2年</b> ：令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	〃 <b>3年</b> ：令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	〃 <b>4年</b> ：令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～平成26年9月30日	〃 <b>5年</b> ：令和6年9月29日まで
平成26年10月1日～令和元年9月30日	〃 <b>5年</b> ：令和6年9月29日まで

- 指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を準用し、下記の確認を行います。

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

- 更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

- ◎ 指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- ◎ 4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等  
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無